

## 平成24年度鎌ヶ谷市政策評価報告書

### 1 はじめに

鎌ヶ谷市では、平成18年5月に「鎌ヶ谷市行政評価実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、平成18年度から事務事業評価、平成19年度から施策評価、平成20年度から政策評価を実施し、結果を公表してまいりました。（事務事業評価については、平成15年度から平成17年度まで3ヵ年、試行）

政策評価は、要綱第5条第1号で「鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ヶ谷市訓令第21号）第6条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する時点で、策定しようとする実施計画期間に対し」実施すると規定しており、平成24年度は「後期基本計画第2次実施計画」を策定する年度であることから、この規定に基づき評価を行いました。

本報告書は、この政策評価について、概要をとりまとめたものです。

表 行政評価実施経緯

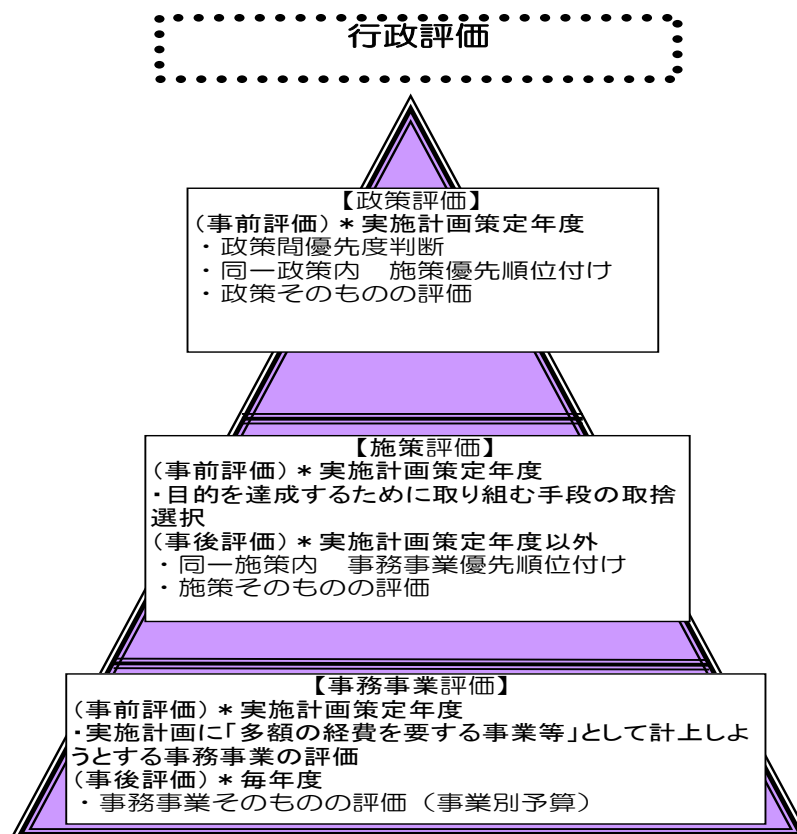
年 度	内 容
13	・「鎌ヶ谷市地方分権戦略プラン」策定 (重点推進テーマとして行政評価を位置付け)
14	・調査研究
15	・試行①；平成14年度事務事業の事後評価を実施
16	・試行②；平成15年度事務事業の事後評価を実施 (庁内公表) 第3次実施計画策定時に事前評価を実施
17	・試行③；平成16年度事務事業の事後評価を実施 (庁内公表)
18	・要綱制定 ・平成17年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・第4次実施計画策定時に事前評価を実施
19	・平成18年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成18年度施策の事後評価を実施（公表）
20	・平成19年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成19年度施策の事後評価を実施（公表） ・平成19年度政策の事後評価を実施（公表） ・第4次実施計画（補正版）策定時に事前評価を実施
21	・平成20年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成20年度施策の事後評価を実施（公表） (政策評価は前年度評価結果を踏襲)

2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度事務事業の事後評価を実施（公表）</li> <li>後期基本計画第 1 次実施計画策定時に事前評価を実施（政策評価・施策評価・事務事業評価）（実施計画の策定過程で公表）</li> </ul>
2 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度事務事業の事後評価を実施（公表）</li> <li>平成 21.22 年度施策の事業評価を実施（公表）</li> <li>平成 23 年度鎌ヶ谷市事業仕分け実施（公開）</li> <li>平成 24 年度当初予算編成に伴う「個別事業の対応方針」（公表）</li> </ul>

## 2 行政評価の目的

鎌ヶ谷市の行政評価の目的は、「効果的かつ効率的な市政の推進に資すること」及び「市民に対する説明責任を全うすること」の2つを掲げております。（要綱第1条）

行政評価は、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」の3層構造となっており、その概要は次のとおりです。



### 3 平成24年度政策評価の目的

要綱第1条の目的を受け、今年度の政策評価は、次の3点の目的を設定しました。

①政策そのものについて評価を行う

②同一政策内施策の優先度判断を行う

③政策評価結果を「後期基本計画第2次実施計画」の策定、平成25年度当初予算編成等に反映させる

※「政策評価の実施に関する要領 第3(2)」に規定する「政策間優先度評価」は、「後期基本計画」策定時に実施し4つの重点政策を決定しているため、今年度は実施しません。

### 4 評価対象

全11政策

「鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想」(平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決)に示された「施策の基本方向」を構成する政策すべて。(次表のとおり)

表

#### 政策一覧

政策番号	政策	政策番号	政策
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	23	安全に暮らせる社会システムをつくります
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	31	魅力あふれるまちづくりを進めます
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります	32	都市活動を支える交通網整備を進めます
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	33	活力ある産業を育成します
21	人と自然にやさしい地域社会をつくります	41	計画の実現のために
22	快適な暮らしの環境をつくります		

## 5 評価方法

政策ごとに各部長の中から「政策担当マネジャー」を定め、「鎌ヶ谷市政策評価表」により、政策担当マネジャーが評価表（案）を作成しました。評価表（案）は政策会議で議論し、これを踏まえて市長が評価表を確定しました。

**表 平成24年度政策評価スケジュール**

時期	内容
平成24年8月6日	・政策評価説明会
平成24年8月6日～20日	・政策担当マネジャーによる評価表（案）の作成
平成24年8月20日～30日	・評価表調整（記載不備など） 政策会議結果による修正含む
平成24年8月27日	・政策会議付議
平成24年8月	・市長による政策評価の決定
平成24年9月	・庁外公表（予定）

## 6 同一政策内施策の優先度判断に関する補足

今回の同一政策内施策の優先度判断は、以下の視点で実施しております。

- ①「鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想」（平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」に基づき、すべての施策をいずれかの政策に位置づけ、その政策内に位置づけられた施策間で優先度判断をしております。
- ②すべての施策がとても重要な施策であったとしても、強制的に相対評価を行っておりますので、下位に位置づけされた施策であってもそれが自動的に「必要のない施策」ということにはなりません。
- ③優先度判断は、5つの尺度（施策貢献度、行政の役割の大きさ、投資効果、市民ニーズ、緊急度）で行っています。
- ④当初（平成20年度）実施した政策評価は、当該政策内の施策について優先度を1位から順番に順位付けを行いましたが、前回（平成22年度）より、「施策」という性格を考え、最も重要な施策一つを「重点的に実施する施策」とすることとしました。

## 7 評価結果

### (1) 各政策の成果とコストの方向性

政策評価表の「8成果とコストの方向性」の政策ごとの結果は、次のとおりです。

政策番号	政策名	成果	コスト
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくり ます	向上	増加
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社 会をつくります	向上	増加
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくりま す	向上	増加
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくり ます	向上	維持
21	人と自然にやさしい地域社会をつくります	維持	増加
22	快適な暮らしの環境をつくります	向上	維持
23	安全に暮らせる社会システムをつくります	向上	増加
31	魅力あふれるまちづくりを進めます	維持	維持
32	都市活動を支える交通網整備を進めます	向上	増加
33	活力ある産業を育成します	維持	維持
41	計画の実現のために	向上	縮減

### (2) 同一政策内施策優先度評価

各政策について、その政策内施策の優先度判断を行った結果、以下の施策を「重点的に実施する施策」としました。

政策番号	政策名	重点的に実施する施策
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくり ます	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくり ます	いきいきとした生涯学習の推進
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくり ます	児童・生徒の健康と安全性の確保
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくり ます	個性豊かなコミュニティづくり
21	人と自然にやさしい地域社会をつくり ます	循環型社会の構築
22	快適な暮らしの環境をつくり ます	上・下水道の整備

23	安全に暮らせる社会システムをつくります	防災対策の強化
31	魅力あふれるまちづくりを進めます	広域交流拠点の整備
32	都市活動を支える交通網整備を進めます	安全でゆとりある道路の整備
33	活力ある産業を育成します	魅力ある商業の育成
41	計画の実現のために	効率的で健全な行財政運営の推進

## 8 今後の取組み

### (1) 政策評価の改善

政策評価は今回が3回目の実施となります。

平成22年度にも指摘がありました「政策担当マネジャー」の割り振りについて、課題が顕在化しております。

具体的には、「政策 22 快適な暮らしの環境をつくります」の政策担当マネジャーは市民生活部長となっているが、施策の構成を見ると、5つの施策中4つは都市建設部となっており、政策評価の中で施策の優先度を考えにくい状況が生じております。今後、「政策担当マネジャー」の割り振りについて協議し、よりよい政策評価制度になるよう検討します。

## 9 資料

- ・ 政策評価表
- ・ 鎌ヶ谷市行政評価実施要綱
- ・ 政策評価の実施に関する要領

## 鎌ヶ谷市行政評価実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、行政評価の円滑な実施とその結果の適切な活用を図るとともに、行政評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な市政の推進に資すること及び市民に対する説明責任が全うされるようにすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 政策 実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする一連の行政運営についての基本的な方針をいう。
- (3) 施策 政策の目的を実現するための方策、対策であって、単独又は複数の事務事業で構成されるものをいう。
- (4) 事務事業 施策の目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。
- (5) 行政評価 実施機関が行う、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）について、一定の指標等を用いて客観的な検証を行うことをいう。

### (行政評価の基本方針)

第3条 行政評価（以下「評価」という。）は、市政の透明性、公平性及び健全性を確保する観点から、政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行わなければならない。

- 2 実施機関は、評価の目的を十分認識するとともに、政策等の体系及び相互の関連性を踏まえて成果を重視した視点に立った行財政運営を推進しなければならない。
- 3 実施機関は、評価の結果を分かりやすく公表し、市民の意見が市政に反映されやすい環境づくりに努めるものとする。
- 4 実施機関は、評価の結果に基づいて、政策等の重点化、縮減、再編又は廃止することにより、限られた財源、人員等の行政資源を有効に配分するものとする。
- 5 職員は、市民の視点に立って、その所管する政策等を目的及び成果重視の経営的観点で常に見直すとともに、自ら意識改革及び政策形成能力の向上を図るように努めなければならない。

### (評価の種類)

第4条 評価の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 政策評価（政策についての評価をいう。以下同じ。）
- (2) 施策評価（施策についての評価をいう。以下同じ。）
- (3) 事務事業評価（事務事業についての評価をいう。以下同じ。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(評価の時点)

第5条 評価の時点は、次に掲げるものとする。

(1) 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ヶ谷市訓令第21号）第6条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しようとする実施計画期間に対し、政策評価・施策評価・事務事業評価において事前の評価を行うものとする。

(2) 実施計画の2年度目が終了した時点で、終了した実施計画期間に対し、施策評価において事後の評価を行うものとする。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度等一定の期間が終了した時点で、この期間に対し、事務事業評価において事後の評価を行うものとする。

(評価表の作成)

第6条 実施機関は、評価の実施にあたり、対象とした政策等の概要その他必要な事項を記載した評価表を作成しなければならない。

(評価結果の公表)

第7条 市長は、各実施機関の評価の結果を取りまとめ、市民に分かりやすい形式で書類を作成し、広報に掲載する方法、市のホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

(市民意見等の評価への反映)

第8条 実施機関は、市民から評価の結果その他評価に関する事項について意見があったときは、その意見を当該評価へ適切に反映させるものとする。

(評価結果の活用)

第9条 実施機関は、評価結果を政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努めるものとする。

(評価の改善)

第10条 市長は、評価の効果的・効率的な運用を図るため、継続的にその改善に努めるものとする。

(庶務)

第11条 評価に関する庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、第4条に規定する評価の種類ごとに、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1号の規定 平成20年4月1日

(2) 第4条第2号の規定 平成19年4月1日



附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 政策評価の実施に関する要領

### 第1 趣旨

この要領は、鎌ヶ谷市行政評価実施要綱（平成18年鎌ヶ谷市告示第40号）（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、政策評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象

政策評価を実施する政策は、次に掲げるものとする。

- (1) 「基本構想」（平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」を構成する別表第1に掲げる政策
- (2) (1)に掲げるもののほか、行政評価担当部長が必要と認める政策

### 第3 評価表の様式

評価表の様式は、次のとおりとする。

- (1) 政策個別評価表 別記様式1のとおり
- (2) 政策間優先度評価表 別記様式2のとおり

### 第4 政策担当マネジャー

政策評価を円滑に行うため、政策担当マネジャーを置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、それぞれの担当する政策は別表第1に掲げるとおりとする。政策担当マネジャーの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 評価表の作成。
- (2) 評価表の作成にあたっての調整
- (3) その他政策評価に関すること

### 第5 評価表の提出

評価表は、政策担当マネジャーが作成・調整し、必要に応じて他の政策担当マネジャーとの協議を経た後、行政評価担当課へ提出する。

### 第6 評価表の調整

行政評価担当課は、政策担当マネジャーから提出を受けた評価表について、必要な調整を行う。

### 第7 結果の公表

政策評価の結果は、政策会議に付議し、必要な調整を図った後、市のホームページ等で公表する。

### 第8 結果の活用

政策評価の結果は、政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努める。

### 第9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1

政策番号	政策	政策担当マネジャー
1 1	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます	健康福祉部長
1 2	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくれます	生涯学習部長
1 3	人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます	生涯学習部長
1 4	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくれます	市民生活部長
2 1	人と自然にやさしい地域社会をつくれます	市民生活部長
2 2	快適な暮らしの環境をつくれます	市民生活部長
2 3	安全に暮らせる社会システムをつくれます	市民生活部長
3 1	魅力あふれるまちづくりを進めます	都市建設部長
3 2	都市活動を支える交通網整備を進めます	都市建設部長
3 3	活力ある産業を育成します	市民生活部長
4 1	計画の実現のために	総務企画部長

別表第2

部局名	政策担当マネジャー
総務企画部	総務企画部長
市民生活部	市民生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
都市建設部	都市建設部長
生涯学習部	生涯学習部長
消防本部	消防長